

第 13 号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表市房第一発電所の項中「15, 100キロワット」を「15, 600キロワット」に改め、同表市房第二発電所の項中「2, 300キロワット」を「2, 400キロワット」に改め、同表阿蘇車帰風力発電所の項を削る。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第2項第1号イの表阿蘇車帰風力発電所の項を削る改正規定 公布の日
- (2) 第3条第2項第1号イの表市房第二発電所の項の改正規定 令和2年2月29日
- (3) 第3条第2項第1号イの表市房第一発電所の項の改正規定 令和2年3月24日
- (4) 第6条の改正規定 令和2年4月1日

（提案理由）

電気事業における市房第一発電所及び市房第二発電所の発電設備の更新並びに阿蘇車帰風力発電所の廃止並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。